

契約事務の取扱いについて

1. 契約書等に貼付する印紙について

平成31年度決算審査におきまして、貼付すべき印紙のない契約書が散見されるとの指摘がありました。

契約書等を作成する際には、課税文書に当たる場合、印紙税法上収入印紙の貼付が必要となります。個別の契約内容により収入印紙の要否が異なるため、主管課契約を行う際には、受注者が適切に判断しているかを確認し、御対応いただきますようお願いいたします。

(1) 課税・非課税文書の判断

- ・「印紙税額一覧表」（参考1）に掲げられている20種類の文書のみが課税対象となります。

※契約書の件名や形式的な表現ではなく、個々の記載内容から総合的にどの種類に該当するかを判断します。

- ・国、地方公共団体又は印紙税法別表第二（参考2）に掲げる者が作成した文書は、非課税文書に該当します。そのため、受注者保管分の契約書については、印紙は不要です。

- ・印紙貼付の確認に「印紙貼付確認チェックシート」（別紙1）を活用し、契約書とともに保管ください。

※印紙の要否や税額が分からない場合には、受注者に、最寄りの税務署（電話相談センター）に御相談いただくよう御案内ください。

※参考1、参考2及び別紙1中の参考3は、データで以下に保存しています。

U:¥共通フォルダ¥20210331_07 契約係_総務課¥○印紙

(2) 参考

国税庁HPより御覧になれます。

▽「印紙税の手引」「印紙税額一覧表」

/刊行物等/パンフレット・手引/印紙税関係

▽「印紙税目次一覧」

/法令等/質疑応答事例

▽「印紙税」

/税の情報・手続・用紙/税について調べる/タックスアンサー（よくある税の質問）/印紙税その他国税

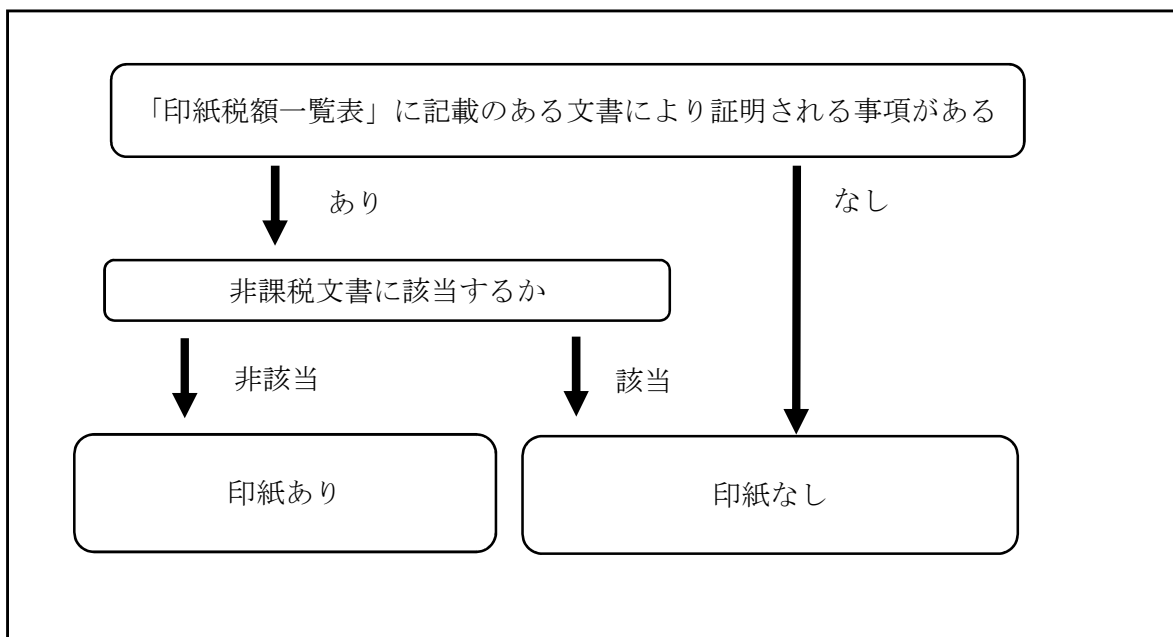
印紙貼付確認チェックシート

- 印紙が貼られているか確認しましたか。
- 印紙が貼られていない場合、以下のいずれかを確認しましたか。
 - ※以下のいずれかにチェック
- 「印紙税額一覧表」（参考 1）に記載のある文書により証明される事項がない
 - ・文書の内容から別紙「印紙税額一覧表」の「文書の種類（物件名）」に該当するかどうかを確認します。
 - （表題や文書の名称などによる形式的な判断ではなく、内容により判断します。）
- 印紙税額一覧表に記載のある文書のうち、非課税文書に該当する。
 - ※いずれの文書に該当するかチェック

【非課税文書】

- 印紙税額一覧表の主な非課税物件の欄に掲げる文書
- 国、地方公共団体又は印紙税法別表第二（参考 2）に掲げる者が作成した文書
- 印紙税法別表第三（参考 3）の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成した文書
- 特別の法律により非課税とされる文書

【参考】



2. 随意契約における取扱いについて

(1) 随意契約とは

競争入札の方法によらず、任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法のことで、当該契約方法による場合は地方自治法施行令で限定列举されています。

したがって、随意契約は契約方式の例外であることを十分認識した上で、「随意契約適正実施のためのガイドライン」（平成28年3月。以下「ガイドライン」）に則り、適正な運用に努める必要があります。

(2) 随意契約における留意点

随意契約を行う場合には、ガイドラインを参考に契約ごとの内容や性質、緊急性等を総合的に検証し、慎重に判断してください。

- ・業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよいという理由だけでは随意契約の理由にはなりません。
- ・随意契約による契約方法が簡便であるとして、契約を故意に細分化し、適用を図るようなことはあってはなりません。
- ・用途に鑑み、品質、機能等において、同一の他の物件が存在する場合には、競争入札に付することが原則となります。

(3) 法的根拠

随意契約による場合には地方自治法施行令第167条の2第1項各号（裏面参照）に定める場合のみ、その適用が可能となります。

したがって、随意契約の理由は当該根拠に基づかなければなりません。随意契約指定理由書を記載する場合には、必ず当該条文の根拠を記載してください。

例) 「理由〇〇。よって地方自治法施行令第167条の2第1項第〇号に該当することから、当該事業者を随意契約の相手方として契約を締結いたしたい。」

(参考)

地方自治法施行令抜粋

第六節 契約

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。
- 四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。
- 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 九 落札者が契約を締結しないとき。